

旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）

選択的夫婦別姓制度について、通常国会には、各党から法案が提出されたが、制度設計で合意が得られず、継続審査となったところである。

生まれたばかりの子には姓の選択権がなく、夫婦別姓を選択した家庭では両親のどちらかとは姓が異なり親子で別の姓となってしまう。また、現行の戸籍法では出生後 14 日以内に氏名の届出が必要であり、夫婦間での協議が整わなければ無戸籍児になるリスクも生じることとなる。このような様々な課題があり、戸籍制度の変質に対する懸念も多く、まだまだ議論が足りないと言わざるを得ない。

一方で、「第 5 次男女共同参画基本計画」および「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」では、女性役員比率に係る数値目標等を設定するなど、女性の社会進出は進んでいる。これに伴い、婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人が増えているが、旧姓の通称使用は法制化されていないため、民間公益法人の資格や金融機関の口座開設などについて旧姓の通称使用を認められない事例があり、特に女性が指導的地位に就く場合に、その登用の妨げとなることが懸念されている。

よって、選択的夫婦別姓制度については、広く国民の理解が得られるまでは拙速に判断しないよう求めるとともに、婚姻後の社会生活に支障が生じないように、当面の間、旧姓の通称使用の法制化を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 7 年 7 月 日

福 井 県 議 会